

議案第 1 5 7 号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 栄和放課後児 童クラブ	[略]		さいたま市立 栄和放課後児 童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 辻放課後児童 クラブ	さいたま市南区辻 6 丁目 3 番 2 8 号	5 5 人
[略]			[略]		
さいたま市立 海老沼放課後 児童クラブ	[略]		さいたま市立 海老沼放課後 児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 春野放課後児 童クラブ	さいたま市見沼区 春野 1 丁目 7 番 1 号	4 0 人
[略]			[略]		
さいたま市立 与野八幡放課 後児童クラブ	[略]		さいたま市立 与野八幡放課 後児童クラブ	[略]	
[略]			さいたま市立 大戸放課後児 童クラブ	さいたま市中央区 新中里 1 丁目 6 番 2 8 号	5 0 人
[略]			[略]		

さいたま市立 与野南放課後 児童クラブ	[略]	さいたま市立 与野南放課後 児童クラブ	[略]
さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	[略]	さいたま市立 馬宮放課後児 童クラブ	さいたま市西区大 字西遊馬 5 3 3 番 地 1 3 0 人
さいたま市立 植水第二放課 後児童クラブ	[略]	さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	[略]
[略]		さいたま市立 中島放課後児 童クラブ	さいたま市桜区中 島 1 丁目 2 8 番 1 号 5 0 人
さいたま市立 慈恩寺放課後 児童クラブ	[略]	さいたま市立 植水第二放課 後児童クラブ	[略]
[略]		さいたま市立 城北放課後児 童クラブ	さいたま市岩槻区 大字岩槻 6 6 1 9 番地 7 0 人
		[略]	
		さいたま市立 慈恩寺放課後 児童クラブ	[略]
		さいたま市立 東岩槻放課後 児童クラブ	さいたま市岩槻区 諏訪 2 丁目 6 番 1 号 4 0 人
		[略]	

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。